

## 女性活躍推進法に基づく男女の差異の情報公開について

### 記

**対象期間：** 2023 年 4 月 1 日 ～ 2024 年 3 月 31 日

**賃金：** 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当等を除く

**従業員数：** 1,157 名 (2024 年 3 月 31 日時点)

<女性> 正規労働者：32 名 / 非正規労働者 9 人

<男性> 正規労働者：1,071 名 / 非正規労働者 45 人

### 男女賃金差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	81.8%
非正規労働者	33.5%
全労働者	68.9%

### 勤続年数 (単位：年)

	男性	女性
正規労働者	16.6	11.1
非正規労働者	34.3*	6.5
全労働者	17.4	10.1

※定年退職者再雇用の場合には定年退職前の勤続年数を含む

### 〈補足説明〉

- ・正規労働者における男女間の賃金差が生じている原因として、女性社員は男性社員よりも勤続年数が低く、給与水準の高い管理職への登用に至っていないため。
- ・非正規労働者において男女間の賃金差が生じている主要因として、男性の非正規労働者は定年後の再雇用嘱託社員(60 代以上)の割合が多く、フルタイム勤務者(場合により深夜の勤務を含む)が構成の中心となる一方、女性の非正規労働者は 50 代までが構成の中心かつ、フルタイム労働を行う勤務者を積極的に正社員に任用しており、非正規労働を継続している労働者は各自の状況に応じて短時間の勤務を行っているケースが多く、相対的に賃金が低くなる傾向にあるため。
- ・今後の取り組みとして、男性社員内での管理職の割合と、女性社員内での管理職の割合を同程度にするため、新卒採用に加えて中途採用も積極的に行っていく。

以上